

# 平成28年度 大東市教育委員会 9月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

平成28年9月15日（木） 午後4時30分～午後5時50分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- |        |        |
|--------|--------|
| ・ 教育長  | 亀岡 治義  |
| ・ 教育委員 | 花田 眞理子 |
| ・ 教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・ 教育委員 | 水野 達朗  |
| ・ 教育委員 | 太田 忠雄  |

## 4. 出席説明員（16名）

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| ・ 学校教育部長兼教育政策室長        | 品川 知寛 |
| ・ 学校教育部指導監             | 岡本 功  |
| ・ 生涯学習部長               | 南田 隆司 |
| ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長     | 辻本 雄大 |
| ・ 生涯学習部総括次長兼スポーツ振興課長   | 前田 長昭 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長         | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長         | 田口 誠  |
| ・ 学校教育部教育政策室課長         | 伊東 敬太 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長         | 宮田 典子 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良  |
| ・ 生涯学習課長               | 田川 愛実 |
| ・ 生涯学習課参事              | 黒田 淳  |
| ・ 生涯学習課参事              | 吉田 浩樹 |
| ・ 野崎青少年教育センター所長        | 向井 孝志 |
| ・ 北条青少年教育センター所長        | 梅本 正直 |
| ・ 学校教育部教育政策室上席主査       | 米坂 知洋 |

## 5. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第23号  
平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び  
評価報告書について
- 日 程 第 3 教委議案第24号  
平成28年度文化の日の表彰について
- 日 程 第 4 教委報告第2号  
大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について
- 日 程 第 5 一般業務報告

## 6. 議案書

教委議案第23号

平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を作成したので、委員会の議決を求める。

平成28年9月15日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治 義

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書を議会に提出し、市民に対して公開するため。

教委議案第24号

平成28年度文化の日の表彰について

平成28年度文化の日に次のとおり表彰する。

平成28年9月15日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治義

理 由

大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規定第8条に基づき、本案を提出するものである。

平成28年度 文化の日教育委員会表彰候補者名簿【11名】

|    | 氏名     | かな        | 推薦団体           | 活動年数<br>(年・ヶ月) | 備考      |
|----|--------|-----------|----------------|----------------|---------|
| 1  | 橋本 金吾  | はしもと きんご  | 大東市青少年指導員会     | 11.7           | 青少年健全育成 |
|    |        |           | 大東市こども会育成連絡協議会 | 11.7           |         |
| 2  | 山本 隆幸  | やまもと たかゆき | 大東市青少年指導員会     | 13.7           | 青少年健全育成 |
| 3  | 大橋 陽一  | おおはし よういち | 大東市青少年指導員会     | 13.7           | 青少年健全育成 |
| 4  | 神木 康代  | かみき やすよ   | 大東市文化財保護審議会    | 12.1           | 文化財保護推進 |
| 5  | 野間 雄太  | のま たけひろ   | 大東市スポーツ推進委員会   | 10.7           | スポーツ振興  |
| 6  | 西畑 敬一  | にしはた けいいち | 大東市青少年協会       | 43.0           | 青少年健全育成 |
| 7  | 河野 佳世子 | かわの かよこ   | 大東市スカウト協議会     | 18.7           | 青少年健全育成 |
| 8  | 大東 豊   | だいとうみのる   | 大東市体育協会        | 10.7           | スポーツ振興  |
| 9  | 矢谷 清   | やたに きよし   | 大東市体育協会        | 14.7           | スポーツ振興  |
| 10 | 川勝 洸   | せんしょう こう  | 大東市文化協会        | 48.0           | 文化振興    |
| 11 | 藤本 幸恵  | ふじもと さちえ  | 公民館登録団体連絡会     | 13.7           | 文化振興    |

## 教委報告第2号

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、平成28年8月30日に次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

平成28年9月15日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治義

### 理 由

「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部改正が、平成28年8月25日付けで公布され、平成28年9月1日から施行されることに伴い、本市関連規則の所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

平成28年9月1日

教委規則第10号

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「休憩時間は」の次に「、公務の運営に支障がない場合に限り」を加え、同条第1号中「保育所等への送迎」を「養育」に改める。

付 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(育児または介護を行う職員についての特例)</p> <p>第4条の2 第2条および前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振りおよび休憩時間は、<u>公務の運営に支障がない場合に限り</u>、別に定める。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の<u>養育</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <p>(育児または介護を行う職員についての特例)</p> <p>第4条の2 第2条および前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振りおよび休憩時間は、別に定める。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の<u>保育所等への送迎</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> |

## 7. 一般業務報告

1. 中学校体育大会における組体操の実施状況について
2. 平成28年度 教育研究フォーラムアンケート集計結果について
3. 大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場および大東市立テニスコートの指定管理者の指定について

## 8. 会議録

亀岡教育長

それでは、9月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

この度、9月1日付で新たに太田忠雄委員が教育委員に就任されましたので、一言ご挨拶をお願いします。

太田委員

(挨拶…)

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第23号「平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

教委議案第23号「平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について」、提案理由のご説明をさせていただきます。

本報告書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、本市教育委員会におきまして、平成27年度に係る主要な施策や事務事業の取組状況について、学識経験者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を実施し、その結果について報告書として作成したものでございます。また、本報告書は、市民への説明責任を果たすと同時に、信頼される教育行政を推進することを目的として、議会に提出するとともに、ホームページ等におきまして公表を行う予定としております。

このため、今定例会におきまして、本報告書に係る内容等をご審議いただき、教育委員会の議決を求めるというものでございます。内容が多岐に渡るため少し説明が長くなりますが、よろしくお願い

いたします。

それでは、「平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の目次、第2主要な施策の点検評価をご覧ください。

本報告書は、平成27年度実施の主要事業について、学校教育部14項目、生涯学習部5項目、計19事業項目について、評価点検を実施いたしました。昨年度報告書との相違点といたしましては、今回新たに「4. 学力向上の推進」を取組項目として加えたほか、「中学校給食事業」を「14. 学校給食事業」として、小中学校における給食事業の取組といたしました。そのほかの掲出項目は大きな変更点はございません。

なお、今年度の学識経験者として、元大東市立小学校長の近重修氏、大阪産業大学教授の西口利文氏の2名にお願いをいたしました。

まず、2ページから8ページまでの、第1 大東市教育委員会の活動の概要として、教育委員会及び事務局各部の活動概要や各種取組状況のほか、今回より新たに教育委員会会議の開催状況として、議案審議や会議開催日程等の状況について3ページ、4ページに掲載をいたしております。

次に、第2 主要な施策の点検・評価について、各部主要事業項目ごとに、事業内容、成果・課題、事業費の総額と内訳のほか、評価につきましては昨年同様に担当課長及び担当者等に対しまして「自己評価」に係るヒアリングを実施するなど内容に十分な検討を行ったのち、学識経験者によります各事業に対する評価コメントと事業に対する評価結果をお聞きする意見徴収の機会にも同様に事業内容の説明・報告会を実施させていただくなど、十分に検討を重ねた上で内容を精査し作成をさせていただいております。後段には、各事業の今後の取組として、課題等解決に向けての分析等も掲載させていただいております。

それでは、学校教育部の取組といたしましては、9ページから22ページまでの14項目となります。

まず、1、学び合う授業づくりは、教育ビジョンを踏まえ、学校教育の中核である授業を改善することを目標として、その実現に向けて、全小中学校において「授業改善研究」に取り組んだほか、教員の授業スキルアップのための実践・研修等の取組を行ったものでございます。

これらの取組を通じて、子どもの確かな学力の定着においては、シート内の取組の成果と課題にも記載をいたしておりますように、着実な成果が図られておりますが、一部の領域において課題も見られること等により、自己評価といたしまして、ほぼ目標どおりの成果が得られたとする、B評価としております。

また、外部評価についても、教材を通した授業実践において、さらに指導方法の検証と研究を充実させる必要がある旨の意見もいただいていることから、外部評価についても、同様にB評価となっております。

次に、2、言語活動の充実についてであります。本取組は、子どもたちに豊かな心と言語の育成、そして、基礎学力となる読む力、書く力の向上を図るため、弁論大会や図書館の充実に取り組んでいるところでございます。

弁論大会は、10回目の開催を迎え、言語活動の取組としても定着しており、また、図書館の活用も効果が図られているものと考えことから、自己評価においては、目標どおりの成果が得られたとするA評価といたしました。

一方で、外部評価におきましては、弁論大会そのものの取組は、言語活動の充実を支えるための有意義な活動であると十分評価できるものの、言語活動が、各教科等を貫く学習活動の重要な基盤であることから、弁論大会の取組や学校図書館の活用だけでは、目標に掲げる読む力や書く力の向上まで真に波及しているものとは分

かりにくいといった点で、弁論大会等の実施自体においては言語活動の充足が図られているものの、言語活動を活かした各教科の指導の充実につなげていくことが重要であるとコメントされている点において、B評価とされており、更なる取組の検証が必要との認識を示されているところでございます。

次に、3、自学自習力・学習意欲の向上は、自学自習力と学習意欲の向上に向けた取組として定着しつつある、学力向上ゼミや大東・学び舎事業の取組について記載をしており、その効果測定の在り方や、さらなる充実につなげる必要があること等から、自己評価、外部評価ともにBという評価でございます。

次に、4、学力向上の推進は、児童生徒に係る学力の向上が本市喫緊の課題であることから、新規に学力向上強化プロジェクトチームを立ち上げ、様々な視点から学力の向上に係る学校支援等に取り組むとともに、共通到達度確認テストを実施し、個々の学習内容の到達度を確認し、更なる授業改善等につなげるための取組などを実施したものであります。

目標としては、これらの取組を通じて、各学校における学力向上に対する目標の具現化を図ること、また、学習内容の到達度を確認し、必要な授業改善や学力の弱点補充につなげること、また反復学習による基礎基本の定着を図ること等により、学力向上を推進するものであります。

本事業による成果としては、学力向上強化プロジェクトチームによる学校支援等の取組により、学力向上の根幹ともなる多くの教員の授業力が見直され、その改善につながったこと、また、各校の学力向上担当者がこれまで以上に効果的な活動に取り組めたことなどが挙げられます。

一方、課題としては共通到達度確認テスト実施後のアシストシートの活用や学習内容の定着に今少し課題が見られることから、自己、外部評価ともにB評価としております。

次に、5、学校支援事業は、小中学校の教育課題やニーズに応じて地域をはじめ多様な支援人材を活用することにより、学校力を総合的に高めることを目標として学校教育活動への支援に取り組んだものであります。

これにより、学校力の底上げだけでなく、地域とのつながりの強化に結び付くなどその効果は大きいものがあったと考えております。ただし、学校間での活用方法や支援員の配置に人数の格差が生じていることなどから、自己、外部ともにB評価としております。

次に、6、小中連携教育の推進は、英語教育外国語活動の充実を図るほか、全校区において小中連携に係る様々な取組を推進するなど学校間の連携や交流を密にすることにより、児童生徒の学力の向上が図れるよう、小中連携のさらなる積み上げを図っているところでありますが、小中相互の教育課程づくりにおいて課題を残しており、自己、外部ともにB評価としております。

次に、7、特別支援教育の充実は、巡回発達相談や各種研修等の充実、また施設・支援体制の整備等に取り組んでおり、ユニバーサルデザインの視点が定着することにつながるなど、目標どおりの成果が上がっているものと考えております。引き続き、適切な指導、支援を担える人材育成等にも努めてまいります。

次に、8、長欠・不登校・いじめ対策推進においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家も含めたチーム支援や関係機関、小中の連携等により、未然防止に取り組んでいるところでありますが、外部評価にもあるように、これらに地域と連携しつつサポートできるような新たなシステム作りにも取り組む必要があるものと考えております。

次に、9、学校問題解決支援事業であります。本事業は平成25年度から取組を開始し、重大かつ複雑多様化する学校に係る諸問題に対して、専門家による助言や教員と異なる立場からの児童生徒へのアプローチ等によって、学校が主体的に問題解決を図るための支

援を進めてきたものです。

昨年度も、本趣旨を踏まえた取組を積極的に推進してきたところですが、これまでの継続的な取組の成果として、事案解決のための見立てや組織での対応力の向上、また警察OB等専門家による機動的な学校への関わり等により、学校の問題解決力の向上が図れたものと評価できるものであると考えております。

これらのことから、本事業については、一定の成果が得られたことから、平成27年度をもって終了したところでございます。

しかしながら、暴力行為の低年齢化や小学校での問題行動に対する組織対応、また、家庭教育支援の必要性等の新たな課題も残ることから、今年度においては、学校支援や家庭教育支援など様々な取組の中で、本事業を通じて培ったノウハウ等を活かしつつ、その推進を図っているところでございます。

次に、10、11、各青少年教育センター事業においては、青少年の健全育成と人権教育の推進について、各教育センターの特性を生かした効果的取組が概ね図れているものと考えております。

次に、12、学校大規模改修事業においては学校施設の非構造部材耐震化と老朽化改修工事の実施状況について、それぞれ記載をしております。

次に、13、就学援助事業については、わかりやすく制度の周知を図ることはもちろんのことではありますが、小中間の認定率の差異等の分析やさらなる検証についても必要であり、真に就学援助を必要とする家庭の支援に繋がっているかどうかの精査を常時行うことの重要性について、外部評価よりコメントをいただいているところであり、自己評価Aに対して外部評価としてはB評価となっているところでございます。

最後に、14、学校給食としましては、安全安心な給食、教育の一環としての食育の推進に沿った取組を進めております。なお、給食費の未納については、制度設計を含めた有効な対策が必要と認識

しているところです。

次に、23ページから27ページまでの5項目については生涯学習部での取組でございます。

まず、1、生涯学習の推進につきましては、既存事業の強化を図ることにより、市民サークル活動の輪が広がったこと、また「だいたい地域塾」のテーマを多分野に拡大することで、より多くの市民に生涯学習機会を提供することにつなげたこと、これらの取組により施設利用者数の増加にもつながっております。

また、市民文化祭をはじめとする取組については、2、文化芸術活動の振興において、3には青少年の健全育成として放課後子ども教室や児童クラブの情報の共有と連携による子どもの安全・安心な居場所づくりの推進に努めていますが、外部評価者の意見として、地域や関係団体等との連携を一層密にする地域教育力の活性化の実現を図ること、また、近年のICTメディアに関して保護者や地域による問題予防的な見守りといった新たな視点の必要性といった点において、自己評価と異なり、目標に対する成果がやや不十分として、C評価とされております。

次に、4、本市の地域文化資源の活用として、大東市史編纂事業の一環としての大東の歴史の漫画化や、国史跡指定に向けた飯盛城跡の調査研究など、歴史文化遺産の積極的な保存活用を図ることで、市民がより大東市への愛着を育むための推進力となる様々な取組を展開したことなどを記載しております。

最後に、5、スポーツの振興においては、スポーツを通じて市民が健康を保持促進し、豊かな生活を営むことを目的に、各種スポーツ施設の充実や活動機会を提供するなど、その振興に努めているところでございます。特に、イベントの参加者数が前年比で減少傾向にある中、2中学校の夜間照明設置により、スポーツ機会の拡充が図れたことは施策の積極的な推進に貢献できたものと考えております。

28ページから29ページにかけましては、第3点検・評価に関する学識経験者からの意見としまして、教育委員会活動と主要な施策についての意見を掲載させていただいております。

そして、今後の様々な教育課題を克服する上で、総合教育会議を活用するなど市長と教育委員がさらなる連携に努め、一体となって課題の解決にあたってもらいたい旨の期待を述べられています。

最終30ページにおいては、事務事業の評価の「まとめ」といたしまして評価結果を一覧にし、掲載をしておりますのでご覧ください。

自己評価の割合は、S～Dの5段階評価中、A評価が7事業で全体の37%、B評価が12事業で63%、外部評価としましては、A評価が3事業で全体の16%、B評価が15事業で79%、C評価が1事業で5%となっております。

以上、「平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の主な内容についての説明でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。なお、評価の基準および評価シートの改善等につきましては、6月の定例会の一般業務報告において、ご報告したところで

水野委員

評価シート自体は前のバージョンより分析もしやすくなっていますし、こちらも見えてなるほどこういうことだからこうなるのだということがすごく分かりやすくなりました。ただ、分かりやすくなった分、なぜこの評価になるのだろうというところが何点かあるのですが、評価項目の8、長欠・不登校・いじめ対策推進のところですが、こちらは目標としては、長期欠席・不登校児童生徒数及びいじめ認知件数の減少を図ると書かれていますが、実際に成果として見られるのは、長期欠席人数は、小中学校ともに増加しています。ですので、目標は減少なのに、結果は増加になっているという

藤原課長

ことは、評価としては目標を達成できなかったという形になるのかなと思ったのですが、結果的に自己評価も外部評価もBとなっています。このBの根拠は達成率80%ということですが、これらを踏まえて、なぜここはB評価となったのかをお伺いしたいと思いません。

目標の設定にあたっては、いわゆる定量目標、つまり数値を掲げた上で、どれだけその目標に近づけたかという設定方法のほか、いわゆる定性目標、つまり事業の質の部分でその事業がどれだけ効果があがったのかといった部分に着目した目標の立て方等がございます。今回の評価シート全般にわたることではありますが、この目標については、この両方の視点から記載をさせていただいているところでございます。数量目標は成果を測るうえでは分かりやすいものとなりますが、数値目標を掲げることによって、数値だけを追い求めるような目標の立て方、つまり事業の内容や効果よりも単純な取組回数や参加者数ばかりを目標としてしまう点で、注意が必要となってまいりますので、同時に質の部分、どれだけ取組の充実が図れたかということも目標の要素に加えております。いま、委員がおっしゃられた8、長欠・不登校・いじめ対策推進についての目標ですが、長期欠席・不登校児童生徒数及びいじめ認知件数の減少を図るということであれば、昨年度、小学校の不登校の数、中学校の長期欠席人数が前年度に比べると増加傾向にあります。目標として掲げておりますのは、それと同時に、前段に書いておりますとおり、問題の解決に、あるいは、いじめ等の未然防止に係る支援体制の構築、そして、子ども自身の問題解決力を育むための取組についても推進していくということも目標として掲げております。したがって、自己評価につきましては、数値だけでは推し量れない効果的な体制づくり等が図れたということで、目標に近づいた取組ができたというような判断をさせていただいているところでございます。

外部評価につきましては、先ほども申し上げたように事業内容を十分説明をさせていただいた上で、外部から招聘した外部評価者の方から評価いただくというものですので、このあたりはコメントにもありますように外部評価者の視点において評価されたものと考えますので、そのあたりも総合的に勘案されているところではないかと考えるところでございます。

水野委員

いまのご説明では、不登校の数が増えているけれども、支援の質は上がったという形だと思っておりますが、では、支援の質が上がったのになぜ数字上、不登校が増加しているのかという疑問がどうしても残ってしまいますので、市民の方々への説明としていまのご説明は果たして適切なのかというのは少々疑問が残るところではあります。

あと、一点、また違った話になりますが、目標のところ、不登校児童生徒数及びいじめ認知件数の減少を図るとございますが、いじめの認知件数に関しては、むしろどんどん増加していかなくてはならないと近年よく言われております。ですので、ここは目標設定自体が、継続事業として今後続いていくのであれば、いじめの認知件数をどんどん増やしていくという方がいいのかなと感じたのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

宮田課長

ご指摘いただきたいいじめの認知件数に関しては、文科省からも正確に行い、数を減らすということではなく、しっかりと数を上げていくことでより丁寧にいじめの根を学校で把握することを積極的に評価するとしています。

ですので、ここの目標としては、いじめの認知件数の増加を図るという目標にしてしまいますと少しおかしなことになってくるのではないかと思いますので、ここにつきましては委員のご指摘にありましたように、認知件数に対しての解消率といったあたりで目標の設定のあり方について、今後検討させていただきたいと考えます。

水野委員

田中委員

ぜひよろしく願いいたします。

12ページの評価項目4、学力向上の推進について、シート上は、実施されたことを書かれていると思うのですが、実際は例えば市共通到達度確認テストの結果が私は分からないので、これがどのようなものだったのかということが、私には評価ができないのです。ですので、このあたりの説明というのは限られたシートの中では限界があると思いますので、事前に説明していただければ分かりやすかったのではないかなと思います。

それと、17ページの評価項目9、学校問題解決支援事業で、派遣実績として、例えば警察OBやスクールソーシャルワーカーの回数を書いてありますが、活動内容の①から⑥の一体どれを指してどれくらい来られたのかという現状がよく分からなくて、例えば④の重篤事案なんかで来られているということならもっと真剣に考えていかななくてはいけないのではないかなと思うのですが、①の教職員研修会で来られているのであれば、またそれは少しニュアンスが変わってくるということで、ここも本シート内で記載するには紙面で書くことには限界がありますので、実際のそういうところも教えていただかなければ、実際の学校の中の様子がやはり少しわかりにくいという思いは持っています。

それと、25ページの生涯学習部の方の評価項目3、青少年の健全育成で、外部評価がCというのはかなり厳しいなという印象を持っています。私も教育委員をさせていただいて、いろいろなところの取組に行かせていただいたのですが、それにまださらにパワーアップしていかなければならないのかなという思いを持たせていただきました。この評価は仕方ないのですが、なかなか厳しいご意見をいただいたなという印象を持っております。

渡邊課長

市共通到達度確認テストにつきましては、昨年度4月22日に実施、返却が5月中下旬でございました。本来ですとこの時点でご報告させていただきますとより丁寧だったかとは思いますが、次年度

については、そのようにさせていただきたいと思います。

中身につきましては、はじめての取組ではありましたが、また今年度の分とあわせてご説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

宮田課長

先ほどご質問にございました17ページの評価項目9、学校問題解決支援事業でございますが、例えばその警察OBの派遣ということにつきましては、①から⑥の活動内容の中で、特にこの部分でということではなく、教職員研修にも派遣しておりますし、また②の生徒指導のあたりにも派遣をしております。いじめの兆候というところで相談、助言に派遣したというところもございますし、ここについてはさまざまということでございます。

亀岡教育長

委員からもあった④の重篤事案というのは、実際、27年度のケースとしてあったかどうかというのはどうでしょうか。

宮田課長

ここは詳細は述べられませんが、1件あったものと考えております。

亀岡教育長

青少年健全育成については、どうでしょうか。

田川課長

いま委員におっしゃっていただきましたように、生涯学習課としても、非常に厳しい評価をいただいたと認識をしております。委員の着目された点としましては、地域教育協議会の取組が効果が見えてこないというようなことをおっしゃっておられました。生涯学習課の方で、評価シートに書かせていただきましたのは、生涯学習課の方で担当しております各施策、団体の取組などを書かせていただいたのですが、今回着目いただいたところが、いま教育政策室と協働して進めております地域教育協議会の部分でございました。昨年度、地域教育協議会の取組がどうだったのかということで調べてみました。昨年、北河内で発表した地域教育協議会の大東市での取組の冊子なのですが、この中身を見ますと、各地区におきまして、各地区の風土を生かしたような御領水路の美化活動や堂山古墳史跡見学、自然体験、いろいろなフェスティバルであるとか、すごく熱

心に取り組まされているのかなと思っております。ただ、見えてこないというのは、地域の教育力が高まっているのが見えてこないということで、青少年の夜間徘徊などの問題であるとかそういうものが減っていないのではないかとこのところや、ICTメディアの活用ということで、スマホ依存だとかそういう子どもたちの問題がよくなっていないのではないかとこのようなそういう視点からのご指摘とも考えますので、今後も地域教育協議会でいろいろ交流会なども行っていますので、そういった交流会の中でこういうテーマを決めて話し合ってくださいとか、新たな取組を進めていきたいというように思っております。

亀岡教育長

事業の取組状況のところ、地域教育協議会の内容というのが表記されていませんが、実際説明にあったように8校区での活動があり、例年どおり、あるいは27年度はより活発になったのかどうかというのは別にして、事業を推進しておられるわけで、その場合ここに上がってきていないのは外部委員への説明というのが少し足りなかったのではないかなと感じるのですが。

田川課長

こちらの事業は予算を教育政策室で持っておりまして、この冊子も教育政策室の方で作っておりますので、生涯学習課の方でこのシートに書かなければならないという認識ではなかったので書いておりませんでした。どちらに書くべきものなのかどうかというのは今後調整を図ってまいりたいと考えております。

藤原課長

外部評価のご意見につきましては、最後のまとめのところでも触れておられますが、いまの子どもたちを取り巻く環境が非常に厳しいものがあり、これらの解決を図っていくには、学校教育現場だけではなく、地域や関係機関など、これらが一体となって連携しつつ子どもたちを市全体で支えていくような仕組みづくりを教育委員会だけではなく市長部局とも手を携え、協働しながら取り組んでもらいたい、こういう思いを強く持っておられるということを知っています。評価コメントでは、地域教育協議会をその一例として掲

げられたのだらうと思います。つまり、教育委員会がリードして様々な関係団体であったり、あるいは地域の人々とうまく連携しあえるような、そんな体制づくりをつくっていかないと青少年の真の健全育成は図れない、そういう思いを強く持っておられたということが目標の成果が不十分とされた背景にあったと思われま

南田部長

外部委員がそういうふうに思っ

亀岡教育長

議論いただいている中で少し課題が見えてますので、いまはもう28年度は始まっていますが、少しそういう中で、外部委員が求めておられることも決して間違いではないと思

花田委員

まず、評価基準を見直していただいたので、昨年度までと比べてとても実態を反映する評価になったと思っ

うことはとてもきれいにまとめてあります。ではそれが目標に対してどうだったのかということや自己評価の方は比較的そういう形で評価されていると思うのですが、外部評価の方は、ひょっとすると例えば今の子どもたちを巡る環境が厳しいので、こういうことも留意した方がいいですねというような話だとすると、これはたぶん今年度、つまり次年度以降の例えば目標のところに入れていったりということのアドバイスという風に考えて生かすようにされたいかなと思うのです。あくまで、この目標に対してどれだけのことができたかという評価から一歩進んだような評価の出し方を外部評価はされているのではないかと思います。例えば、25ページのところでは、連携づくりというようなことをいまは目標に入っていないので、そういうことを次年度目標に入れて行ってそれをどうだったかということやまた評価していくということにすると、この評価自体がまた上がっていくかなと思います。どうしても外部評価の方が厳しかったのはたぶんこういうことが入っているのかなと、純粋な目標に対してこうでしたというPDCAのチェックではなく、むしろAの部分、次のアクトというところでのアドバイスというのが入っていたのではないかと思います。

とても量が多い内容ですが、いろいろなことをやってくださっているというのがわかるという点ではとてもよいと思います。この形で公表をされたときにどれだけの市民の方がお分かりになるかなというのは少し考えるところがございますので、もしできたら今年でなくても構いませんので、今後、市民の方が興味を持っていただけるような出し方をさらに工夫していただけるともっとよくなると思います。

藤原課長

ご意見ありがとうございます。今回、シートのあり方というものを少し見直させていただいて、目標に対してその実現を目指すような取組を行う、それに対する成果・課題、こういう形式で評価をさせていただいたのですが、やはり目標の立て方、このところが比

重が大きいかなということを考えます。取組、成果・課題につながるような目標ということをしてできるだけ分かりやすく書かせてはいただいているのですが、ややもするとその目標自体が非常にワイドに構えてしまうような目標であればあるほど、外部評価の方もいろんな広がりを持って評価されているという部分があるかと思えますので、できるだけ分かりやすく個別具体的に取組につながるような目標を立てさせていただくような改善を次年度以降さらに図ってまいりたいと考えております。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件につきまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第24号「文化の日表彰について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

教委議案第24号「平成28年度文化の日の表彰について」、提案理由をご説明いたします。

文化の日の表彰につきましては、再来月の11月3日に「文化の日表彰式典」を市民会館キラリエホールにて開催する予定といたしておりますが、教育委員会表彰者につきまして、大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程第8条「表彰を受けるべき者の選考は、教育長の選考に基づき委員会においてこれを行う。」の規定に基づき、表彰者を決定するため、本委員会に上程をさせていただくものでございます。

このたびの教育委員会表彰候補者は、同規程第4条の規定に基づき、本市に在住または勤務するものおよび市内で活動する団体等の者であり、なおかつ同条第1号の教育の発展に特に功績のあった方々でございます。

それでは、配布しております平成28年度文化の日表彰候補者名簿および功績調書をご覧ください。今年の文化の日表彰候補者は、

11名でございます。順番に氏名、推薦団体および推薦理由等につきまして簡潔に、ご紹介をさせていただきます。なお、ご審議をいただくため、委員の皆様配布させていただいております功績調書につきましては、個人情報保護の関係上、この教育委員会定例会終了後に回収とさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、1人目は、橋本 金吾（はしもと きんご）様です。大東市青少年指導員会および大東市こども会育成連絡協議会からご推薦の橋本金吾様は、平成17年4月から11年7ヶ月の長きにわたり、青少年指導員として活躍され、現在副会長を務めておられます。その責任感と実行力は他の指導員の模範となっており、こども会育成連絡協議会の副会長を務めておられることから、青少年の育成に関し、広い視野から問題点等を的確に把握され、多くの研修の場で講師等を務めておられます。地元では、学校、地域の連携の要として活躍され、信頼も厚いことから、その功績が評価され、推薦されております。また、大東市こども会育成連絡協議会においては、平成17年4月に協議会理事、平成20年4月からは総務部長、平成22年4月からは副会長として、11年7ヶ月にわたり協議会発展のためご尽力されています。他団体・民間企業との連携に尽力されており、長年にわたってこども会育成連絡協議会の活動を根底から支え、子ども達の健やかな成長に貢献されてきた実績が評価され、推薦されております。

2人目は、山本 隆幸（やまもと たかゆき）様です。大東市青少年指導員会からご推薦の山本隆幸様は、平成15年4月から13年7ヶ月の長きにわたり、青少年指導員として活躍されています。深野中学校生徒会との懇談会をはじめ学校行事の運営に協力し、地域巡視活動等の地域行事にも積極的に参加されており、学校や地域での信頼も厚いことから、その功績が評価され推薦されております。

3人目は、大橋 陽一（おおはし よういち）様です。大東市青少年指導員会からご推薦の大橋陽一様は、平成15年4月から現在まで、13年7ヶ月の長きにわたり、青少年指導員として活躍されています。住道ブロックでは地域教育協議会の各事業をはじめ、学校との情報交換会等を定期的に開催し、地域と学校の連携を重視しておられます。学校や地域での信頼も厚いことから、その功績が評価され推薦されております。

4人目は、神木 康代（かみき やすよ）様です。大東市文化財保護審議会からご推薦の神木康代様は、平成15年10月から平成25年9月まで、および平成25年12月25日からの12年10カ月の長きにわたり委員として本市文化財保護の推進にご尽力されています。昭和47年から四條畷学園短期大学で教鞭をとっておられ、長年にわたり本市において高等教育および文化財保護推進に果たされた功績を評価され、推薦されております。

5人目は、野間 雄太（のま たけひろ）様です。大東市スポーツ推進委員会からご推薦の野間雄太様は、平成18年4月から現在まで10年7カ月にわたり、市民に対し、スポーツの実技指導のほか、ニュースポーツ等を地域に普及させる等、スポーツ推進委員として活躍されています。平成26年度からは南郷ブロック長として会長・副会長を補佐し、ブロックのまとめ役として活躍される等、本市のスポーツ振興に多大な貢献をされてきた功績により、推薦をされております。

6人目は、西畑 敬一（にしはた けいいち）様です。大東市青少年協会からご推薦の西畑敬一様は、昭和47年から平成27年3月まで、協会の副会長・理事・監事・副理事長として43年の長きにわたり多数の役職を歴任され、本市の青少年活動の基礎を築き、青少年の育成にご尽力されています。特に植物に関する知識は著しく、野外活動を中心とする活動の中で子ども達の興味を引き付け、その知識を伝授し、リーダー育成の質の向上に多大な貢献をされて

いることから推薦されております。

7人目は、河野 佳世子（かわの かよこ）様です。大東市スカウト協議会からご推薦の河野佳世子様は、平成10年4月から18年7カ月にわたり、協議会の理事として活躍されています。野外活動の基本や、手旗・ロープ結び等を通じて子どもたちの育成に長年携わっておられ、スカウト体験集会等では他の模範となる良き指導者として活躍されている功績により、推薦されております。

8人目は、大東 豊（だいてう みのる）様です。大東市体育協会からご推薦の大東豊様は、平成18年4月から協会の理事および常任理事として10年7ヶ月にわたり協会発展のためご尽力されています。平成24年4月からは体育協会総務部会長を務められ、積年の課題を積極的に解決するなど、各連盟および協会の運営および発展に大きく寄与されておられます。また、ソフトバレーボールの同好会を結成、それをまとめて連盟を立ち上げるなどの積極的な活動においても評価され、推薦されております。

9人目は、矢谷 清（やたに きよし）様です。同じく大東市体育協会からご推薦の矢谷清様は、平成14年4月から、協会の理事および常任理事として14年7ヶ月にわたり協会発展のためご尽力されています。平成14年4月から体育協会事業部会長を務め、スポーツカーニバルをはじめとした協会実施事業の完遂に尽力され、協会および各連盟の運営・発展に大きく寄与されています。また、ペタンク・カローリングの同好会を結成、それをまとめて連盟を立ち上げたり、後継者の育成に努める等、その功績により、推薦されております。

10人目は、川勝 洸（せんしょう こう）様です。大東市文化協会からご推薦の川勝洸様は、48年の長きにわたり日本舞踊の指導者として活躍され、昭和61年舞踊連合会発足以来、日本舞踊の普及活動をとおして、門下生の育成、伝統文化の継承と情操教育の充実発展を図るなど、生涯学習の先駆的役割を果たされています。

地元の歌謡教室にも協力を惜しまず精力的に活動しておられ、本市の舞踊界になくてはならない存在であり、その功績により、推薦されております。また、平成15年4月から平成17年3月までおよび平成23年4月から協会の理事として7年7ヶ月にわたり協会発展のためご尽力されています。以上、日本舞踊の指導者および協会役員としての長年の功績を鑑みまして、表彰候補者としております。

11人目は、藤本 幸恵（ふじもと さちえ）様です。公民館登録団体連絡会からご推薦の藤本幸恵様は、平成15年から13年7ヵ月の長きにわたり、女声合唱団「夢夢（むむ）」の代表者として、活躍されています。同会の運営をマネジメント面から、技術面の中心である指揮者とともに情熱をもって牽引しておられます。公民館登録団体連絡会の役員は輪番制のため平成17年～平成19年の3年間だけですが、就いている役職に関係なく連絡会の運営を陰から支えておられ、連絡会運営と調整の要としてなくてはならない存在となっています。市教委の主催する公民館ふれあいまつりにおいても、サークル間の調整、事務手続等を一手に担い、地域の人々相互との交流を大切にし、人々の生涯学習をより良く発揮できるように努めるなど、大東市への社会教育行政への貢献度は非常に大きく、その功績により、推薦されております。

平成28年度文化の日教育委員会表彰候補者11名のご紹介は以上でございます。今年のいずれの表彰候補者も活動年数等の条件を満たしておられ、本市の社会教育の普及・発展に多大な貢献をもたらされておられる皆さま方で、今年の表彰に値する功績のある方々でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

太田委員

ちなみにですが、大東市の青少年指導員は何名おられるのでしょうか。

南田部長

現在、87名です。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委報告第2号「大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」の提案理由の説明をお願いします。

伊東課長

教委報告第2号「大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」、説明をさせていただきます。

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、資料の2枚目に添付しております平成28年9月1日付教委規則第10号の内容について専決処分いただきましたので、その内容を報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由といたしましては、「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部改正に伴い、本市の関連規則の所要の改正を行うためでございます。

9月1日施行の規則改正について、8月25日に府教育庁から通知がありましたため、急ぎ専決処分を行っていただき、本日、報告として上程することとなりました。

改正の内容につきましては、資料3枚目の新旧対照表にありますとおり、(育児又は介護を行う職員についての特例)に示されていた、未就学児の「保育所等への送迎」の要件を緩和し、保育所等への送迎に限らず「養育」する場合に拡大すること。及び、要件の拡

充にあたり、「公務の運営に支障がない場合に限り」の文言を加えるという内容になります。

資料4枚目、5枚目に、参考としまして、今回の改正前のものでございますが、本規則の全文を添付しております。今回の改正部分は、1枚目裏面の網掛け部分となっておりますのでご参照願います。

以上、よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・以下、一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・

①中学校体育大会における組体操の実施状況について

⇒9月25日（日）に実施される中学校体育大会における組体操の実施状況等について報告。中学校8校のうち、組体操をなんらかの形で実施する学校が6校、組体操以外の団体演技をする学校が2校。

②平成28年度 教育研究フォーラムアンケート集計結果について

⇒8月19日（金）に実施した第5回大東市教育フォーラムにおけるアンケートの集計結果について、その内容や意見等を報告。

③大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場および大東市立テニスコートの指定管理者の指定について

⇒大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場および大東市立テニスコートの平成29年4月1日から3年間の次期指定管理者について、審査委員会の審査を踏まえ、一般財団法人大阪スポーツみどり財団を候補としたことを報告。

以上

平成28年10月18日

亀岡教育長

田中委員